

## 契約の方法及び入札の条件

### 1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

### 2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者（以下「課税事業者」という。）であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第 249 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

#### (3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

#### (4) 落札者

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

#### (5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約代金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

なお、落札者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

#### (6) 前金払

規則第 112 条に定める前金払は、委託代金額の 10 分の 3 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

#### (7) 部分払

規則第 238 条に定める部分払は、既済部分に対する代価の 10 分の 9 の範囲内（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が委託代金額の 10 分の 5 を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は 1 回限りとする。

#### (8) 委託の期間

委託の期間は、令和 7 年 2 月 28 日限りとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

**(9) 委託契約書**

別紙委託契約書案による。

**(10) 契約の確定時期**

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

**(11) 現場責任者**

現場責任者は、「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成 18 年福島県告示第 551 号）第 1 の第 6 号に掲げる者（林業専門技術者）とする。

**(12) 提出書類**

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表

## 契約の保証について

1 落札者は、委託契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

### (1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

[注] イ 契約保証金領収書は、委託者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

ロ 委託金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ハ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 受託者は、委託者による履行検査終了後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

### (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券	額面金額
2 国債証券	額面金額の10分の8

ロ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は県南地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ハ 上記ロの有価証券が記名証券の場合は、その払込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

ニ 委託金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。

ホ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヘ 受託者は、委託者による履行検査終了後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

### (3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

ロ 保証書のあて名の欄には、「福島県県南農林事務所長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

- ヘ 保証期間は、委託契約書に記載された事業期間を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- チ 委託金額の変更又は事業期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
- リ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、委託者による履行検査終了後、委託者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注]
- イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - ロ 公共工事履行保証証券のあて名の欄には、「福島県南農林事務所長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。
  - ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。
  - ニ 保証金額は、委託金額の100分の5の金額以上とすること。
  - ホ 保証期間は、委託契約書に記載された事業期間を含むものとする。
  - ヘ 委託金額の変更又は事業期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
  - ト 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注]
- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
  - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ハ 保険証券のあて名の欄には、「福島県南農林事務所長 ○○ ○○」と記載するように申し込むこと。
  - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、委託契約書に記載される事業名及び事業箇所が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保険金額は、委託金額の100分の5の金額以上とすること。
  - ヘ 保険期間は、事業期間を含むものとする。
  - ト 委託金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、委託者の指示に従うこと。
  - チ 受託者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。